

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の支給額を改定

4月分から、支給額が次のとおり改定されます。

- *特別児童扶養手当 = 5万2200円(1級)、3万4770円(2級)
 - *特別障害者手当 = 2万7200円
 - *障害児福祉手当 = 1万4790円
- ☆詳しくは、障害福祉係へ。

子どもと親の家庭教育講座を共同開催する団体を募集

市では、地域や家庭の教育力の向上を図るため、家庭・学校・地域と連携して、子どもと親の家庭教育講座を開催しています。

この講座を共同開催する団体を募集します。

- ◇開催日時 市と団体で相談のうえ決定
 - ◇場所 学校、市の公共施設
 - ◇内容 幼児～中学生と保護者、家庭教育に関心のある方を対象としたもの(子育て、食育、しつけ、コミュニケーションなど)
 - ◇募集数 8団体程度
- ☆申し込みは、青少年係へ。



子ども読書活動推進事業の参加者を募集

◎「あそぼう！うたおう！絵本とわらべうた」



絵本の読み聞かせのほか、手遊びやわらべうたを楽しみましょう(参加費無料)。

◇日時 5月30日(木)の午前10時30分～11時30分

◇場所 つつじが丘分室

※駐車場はありません。

◇対象 未就学児と保護者

◇講師 長谷川ひろみさん(わらべうた案内人)

◇定員 10組(申込順)

☆申し込みは、5月2日からつつじが丘分室 ☎545-5448へ。

◎初心者のための読み聞かせ講座

学校などで読み聞かせを始める方、始めたばかりの方を対象に開催します。

子どもたちに読み聞かせをするときの心構えや、本選びのポイントなどについて、図書館の職員がお話しします(参加費無料)。

◇日時 6月6日(木)の午前10時～正午

◇場所 市民図書館

◇定員 10人(申込順)

☆申し込みは、5月8日から市民図書館 ☎543-1523へ。



児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当し、平成30年中の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。令和元年度の所得制限額は、左下の表のとおりです。

現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中旬に申請してください。

申請について詳しくは、手当・医療助成係へ問い合わせください。

【手当金の支給要件】
◎育成手当 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方

- *離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる
- *父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある

ある

◎**障害手当** 1 次のいずれかに該当する20歳未満の方を扶養している父母または養育者

- *愛の手帳1～3程度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある
- *脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である

☆詳しくは、手当・医療助成係 ☎544-4193へ。



▼令和元年度児童育成手当の所得制限額 (30年中所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもので、収入ではありません)です。
 ※医療費控除や寡婦(夫)控除・老人扶養などがある場合は、一定額を所得から控除できます。
 ※扶養人数は、地方税法上の数です。